

「食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(案)」(添加物の新規指定及び規格基準の改正)に関する御意見の募集について

令和 8 年 9 月 1 日
消費者庁食品衛生基準審査課

「食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(案)」(添加物の新規指定及び規格基準の改正)について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）～同年 10 月 1 日（木）（必着）

2. 御意見募集対象

「食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(案)」(添加物の新規指定及び規格基準の改正)

3. 御意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意記載の項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が6000字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【3】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

（1） インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（2） 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館11階

消費者庁食品衛生基準審査課添加物係宛て

- * 封筒表面に「「食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)(酢酸カリウム)等に関する意見」と朱書きしてください。

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた住所(法人その他の団体にあつては所在地)、氏名(法人又は団体にあつては、その名称、部署名等)、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。